

申請から交付までの流れ

企業

豊田市

① 交付申請書の提出

- 1 交付申請書
- 2 収支予算書
- 3 積算根拠資料（見積書等）
- 4 各事業計画書
- 5 各事業計画書で定める添付資料
- 6 役員名簿
- 7 定款等（個人事業主は開業届）
- 8 会社パンフレット
- 9 市税完納証明書

【提出期限】
事業着手前までに提出

※ 同一年度で2回目以降の申請の場合、
6から9については省略可

交付決定

補助事業の実施

② 実績報告書の提出

- 1 実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 各事業報告書
- 4 各事業報告書で定める添付資料

【提出期限】
事業完了又は支払完了の、
いずれか遅い日付から起算
して30日を経過した日又は
翌年度の4月10日のい
ずれか早い期日まで

額確定

③ 補助金請求書の提出

- 補助金請求書

補助金交付

提出方法：電子申請(市HPから申請フォームにアクセスできます。)、郵送、持参
提出先：豊田市役所 西庁舎7階 産業労働課 (〒471-8501 豊田市西町3-60)

豊田市では様々な企業支援施策を実施していますので、ぜひご利用ください！

【はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰】

働きがいのある職場づくりの取組を
積極的に行っている事業所の表彰制度



【豊田ものづくりブランド】

豊田市内の中小企業・小規模事業者が
持つ優れた技術・製品の認定制度



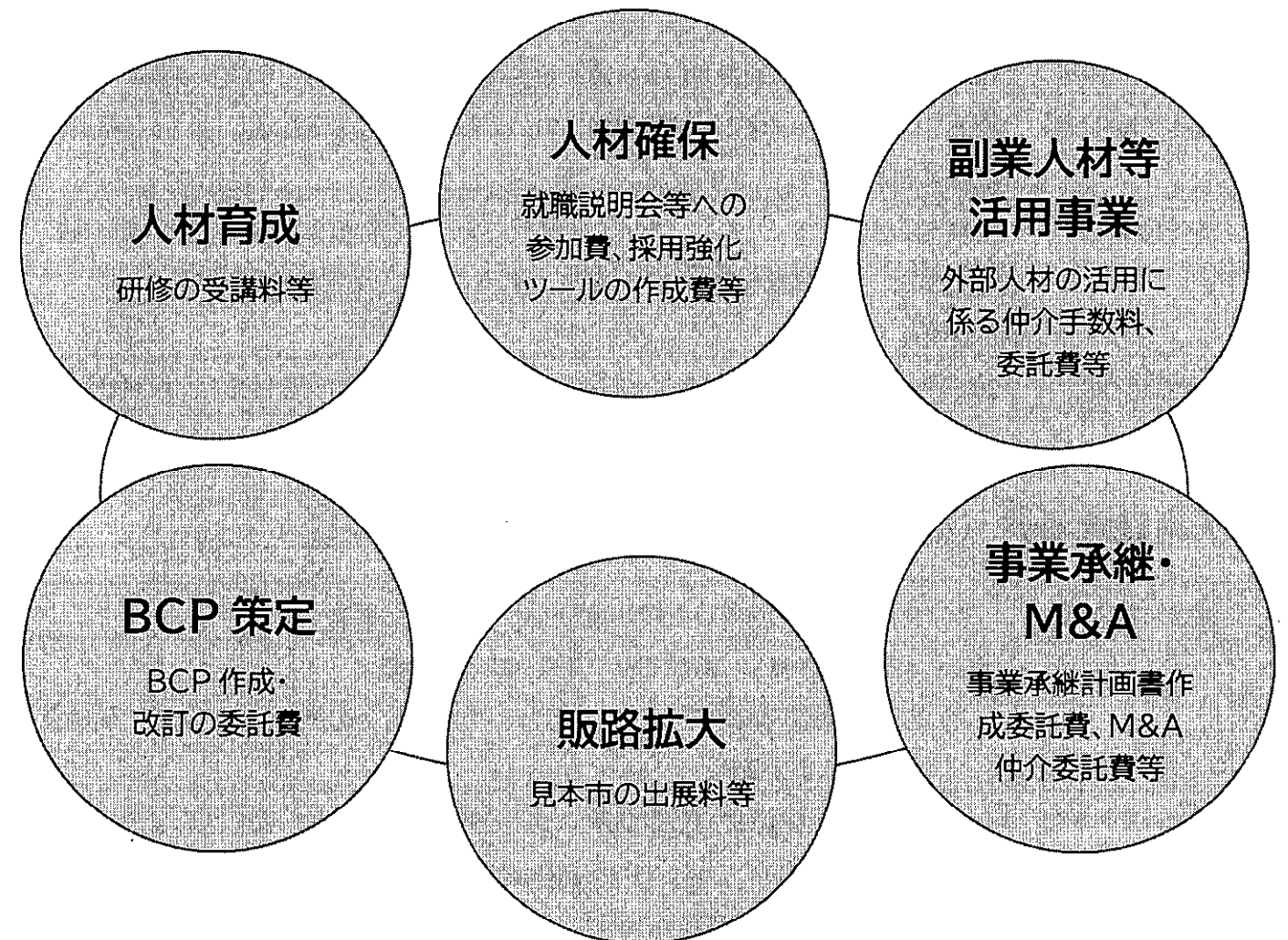
市内の中小企業者の皆さまへ

2022年度

中小企業経営力高度化事業補助金

全業種の中小企業者の皆さまを対象に、補助限度額20～30万円（例外あり）、
補助率1/2で次の6つの事業を支援します。

豊田市は様々な経営課題の対策に取り組む市内中小企業者の皆さまを応援しま
す。ぜひご利用ください！



豊田市 産業部 産業労働課 (〒471-8501 豊田市西町3-60)

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

Email sangyou@city.toyota.aichi.jp

ホームページ : <http://www.city.toyota.aichi.jp/index.html>

豊田市ホームページ



各補助事業共通の内容

対象：市内に本社を置く中小企業者

- ・市内に住所及び事業所を有する個人
- ・市内に主たる事業所（本社）を有する会社

注意事項：・補助対象経費は税抜き金額で計算します。
 ・①人材育成事業から⑥副業人材等活用事業までの、1会計年度における補助金の交付は、1申請者につき補助事業ごとに1回限りです。
 （それぞれを分割して提出した場合、最大6回の申請となります）
 ・同一事業に対して国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている場合は市補助金の対象となりません。 ※ 一部例外あり

① 人材育成事業（補助限度額：20万円、補助率 1/2）

補助対象事業	経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修に参加する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしている研修等に参加する事業
補助対象経費	受講料及び教材費（ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料及び教材費に限る）、外部講師を招いて社内研修を実施する場合の経費（詳細はホームページを参照）。
補助限度額	20万円（はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

② 人材確保事業（補助限度額：20万円、補助率 1/2）

補助対象事業	(1) 合同就職説明会及び合同就職面接会へ参加する事業 (2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業 (3) 求職者の就労意欲喚起、スキルアップを図るための見学会、体験会、研修会等を実施する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしている事業
補助対象経費	(1) 会場費（小間料）、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等、小間裝飾費、運搬費、通訳料 (2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR動画の作成、パンフレットの作成にかかる経費 (3) 講師謝礼、教材費、印刷製本費、会場借上料（備品使用料を含む）、広告宣伝費、通信運搬費
補助限度額	20万円（はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

③ 販路拡大事業（補助限度額：20万円、補助率 1/2）

補助対象事業	補助事業者が見本市等※へ出展する事業 ※ 取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保等を目的として商品、サービス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等
補助対象外事業	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしているもの
補助対象経費	出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）、小間裝飾費（オンライン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）、運搬費、通訳料
補助限度額	20万円（大規模見本市等に出展する事業は30万円、豊田ものづくりブランド推進協議会が認定する技術や製品等に係る出展事業は40万円）

④ BCP 策定事業（補助限度額：30万円、補助率 1/2）

補助対象事業	BCPの策定、改訂
補助対象経費	委託費、申請代行手数料

⑤ 事業承継・M&A 事業（補助限度額：30万円、補助率 1/2）

補助対象事業	(1) 事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを含む。）、企業価値の算出及び知的財産診断 (2) 自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
補助対象経費	委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）

⑥ 副業人材等活用事業（補助限度額：30万円、補助率 1/2）

補助対象事業	副業・兼業人材、長期学生インターン、プロボノ人材など、雇用契約によらずに、外部人材を活用する事業
補助対象経費	仲介手数料、委託費、コーディネート料、専用サイト掲載料(外部人材に対して支払う報酬、交通費、保険費用等に係る費用を除く。)